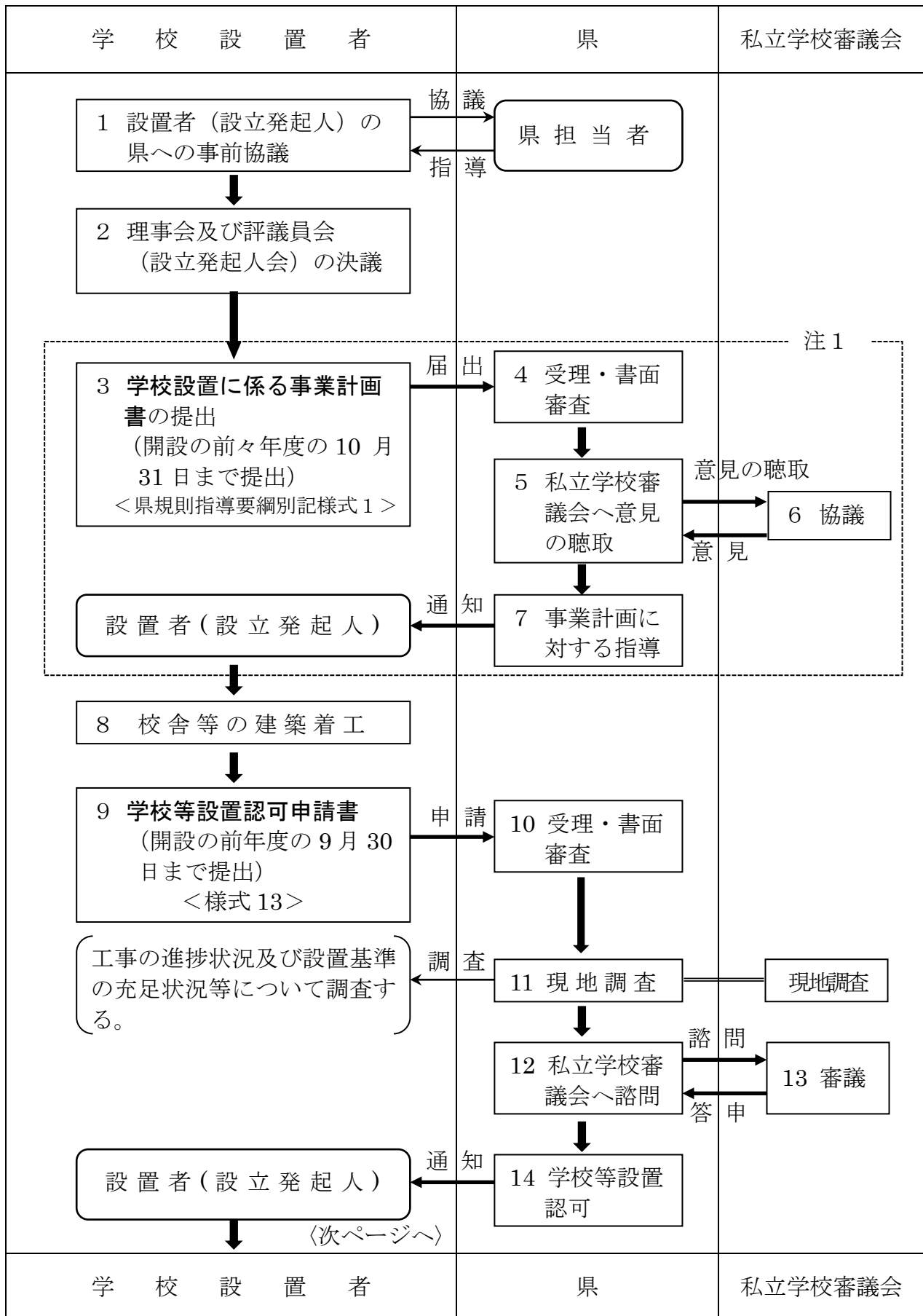
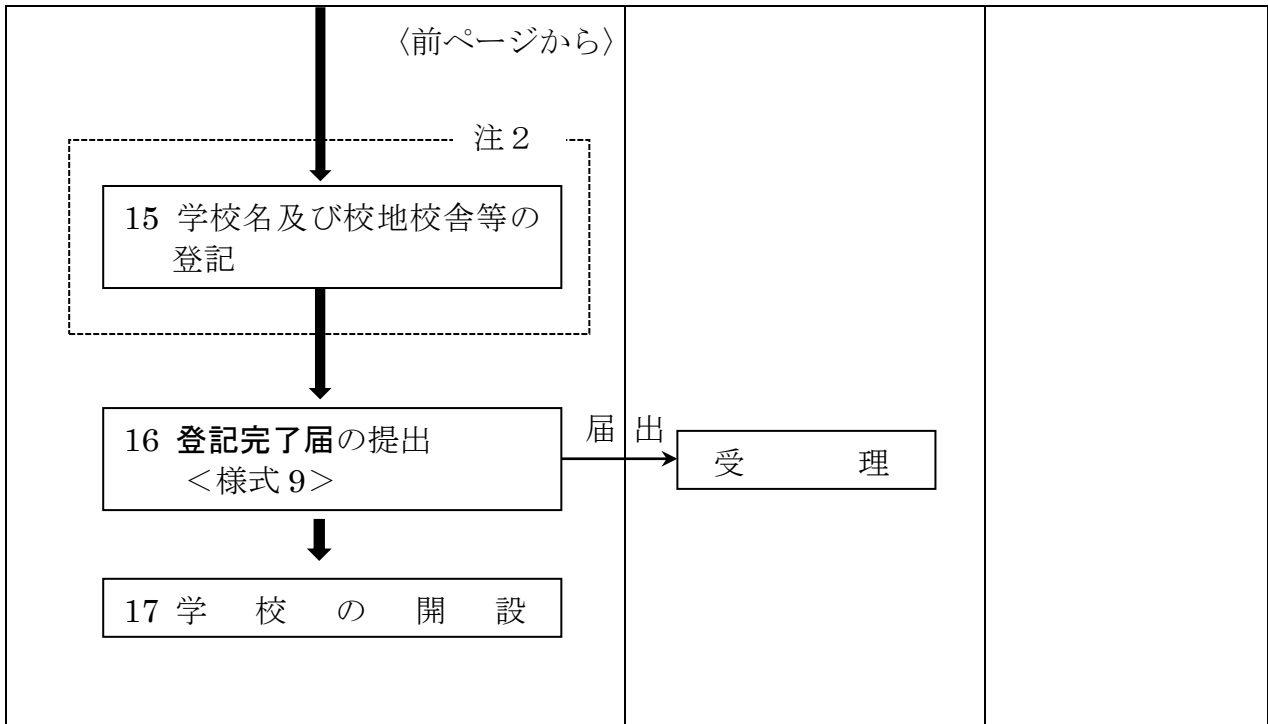


主 な 事 務 の 流 れ

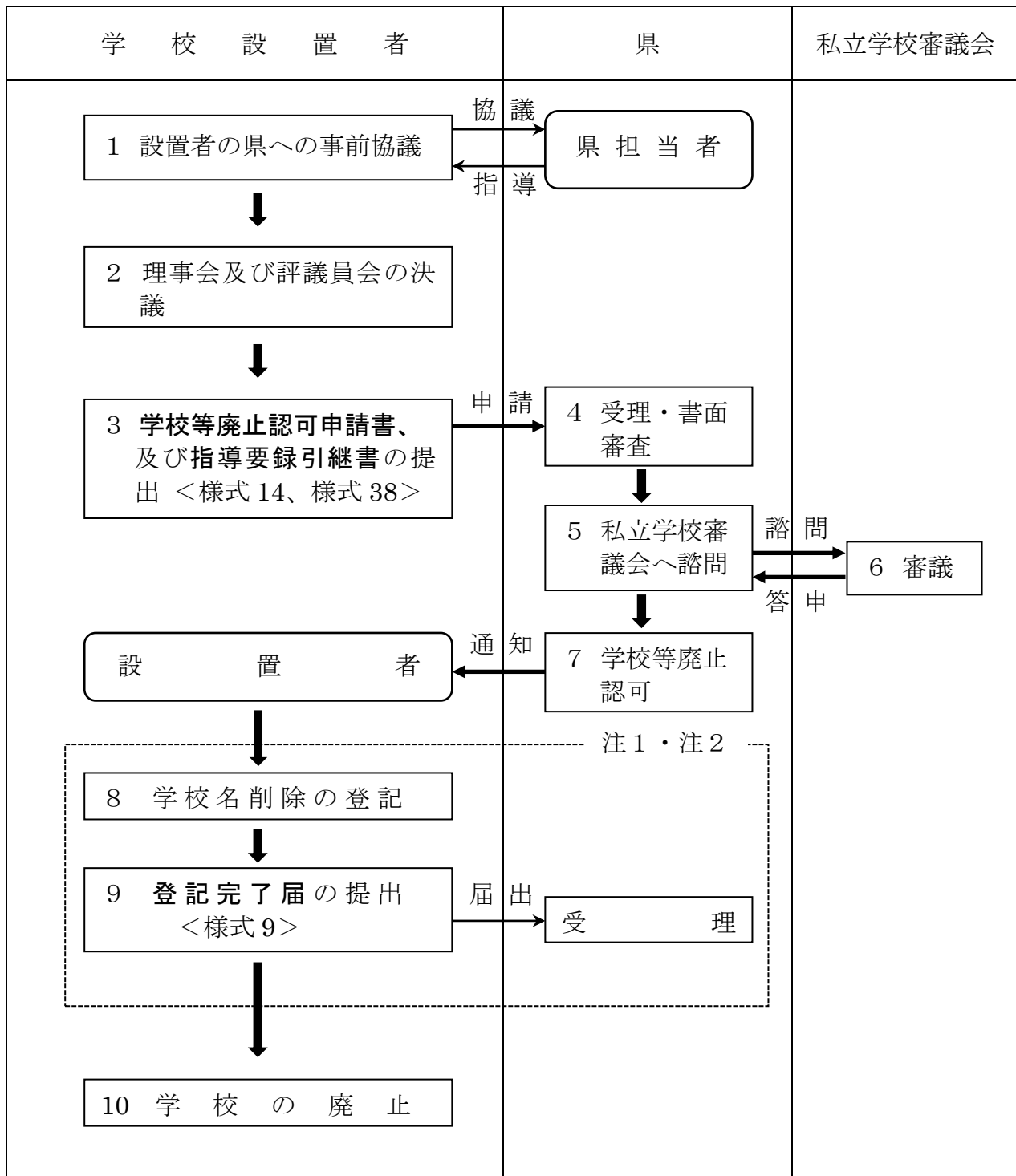
1 学校等の設置 (高等学校に課程・学科を設置する場合、又は専修学校に課程を設置する場合)もこの手続に準ずる。





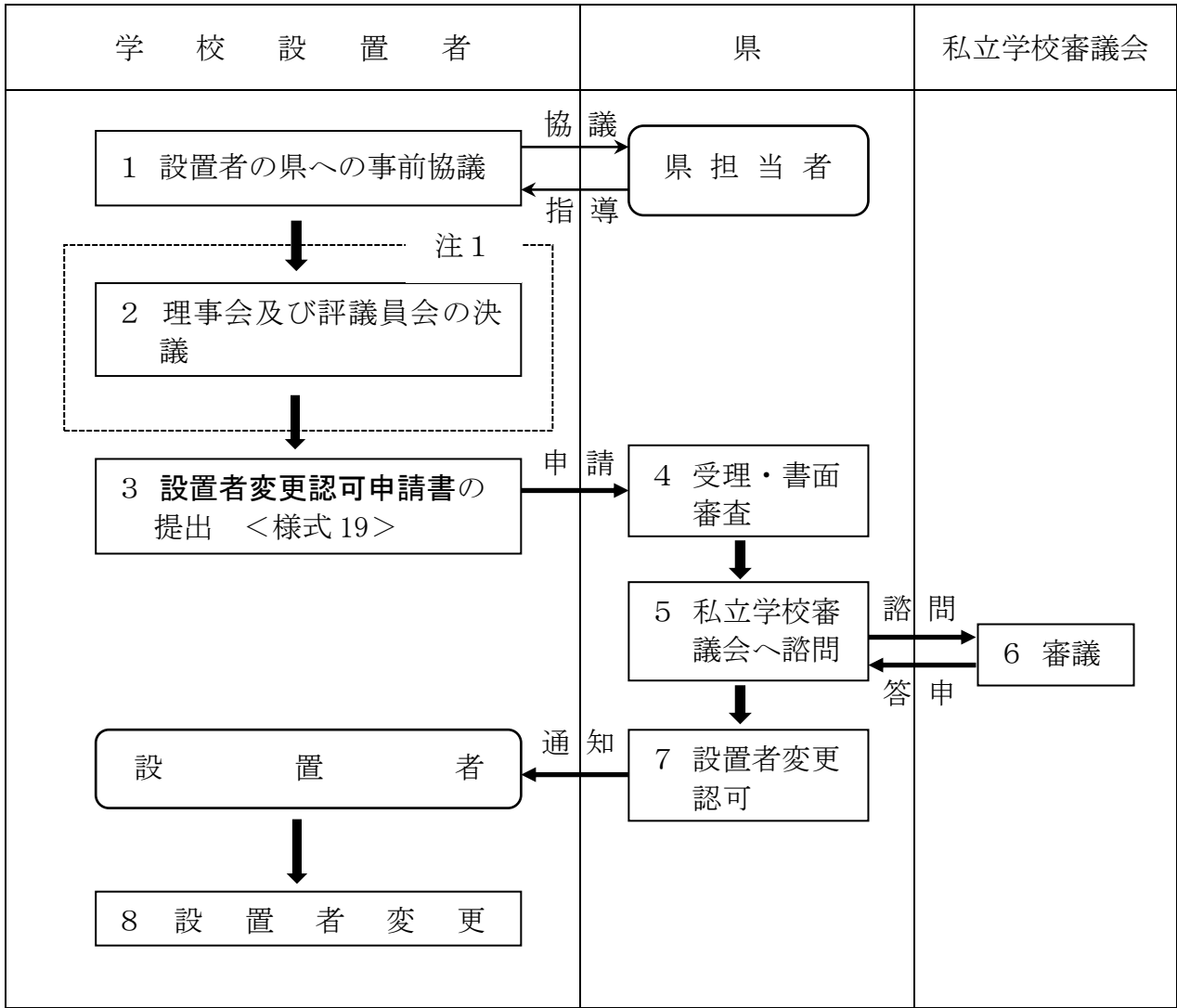
- (注) 1 専修学校、各種学校の設置の場合は、3～7の手続は不要である。
 2 高等学校に課程、学科を設置する場合、又は専修学校に課程を設置する場合は、15のうち学校法人及び学校名の登記は不要である。
 3 学校法人の設立の手続と同時に行う必要がある。

2 学校等の廃止 (高等学校の課程・学科を廃止する場合、又は専修学校の課程を廃止する場合)
もこの手続に準ずる。



- (注) 1 学校法人を解散せずに学校を廃止する場合は、8、9の手続は必要である。
 2 高等学校の課程、学科を廃止する場合、又は専修学校の課程を廃止する場合は、8、9の手続は不要である。
 3 寄附行為変更を行う場合、学校法人を解散する場合は、それぞれの手続を同時に行う必要がある。

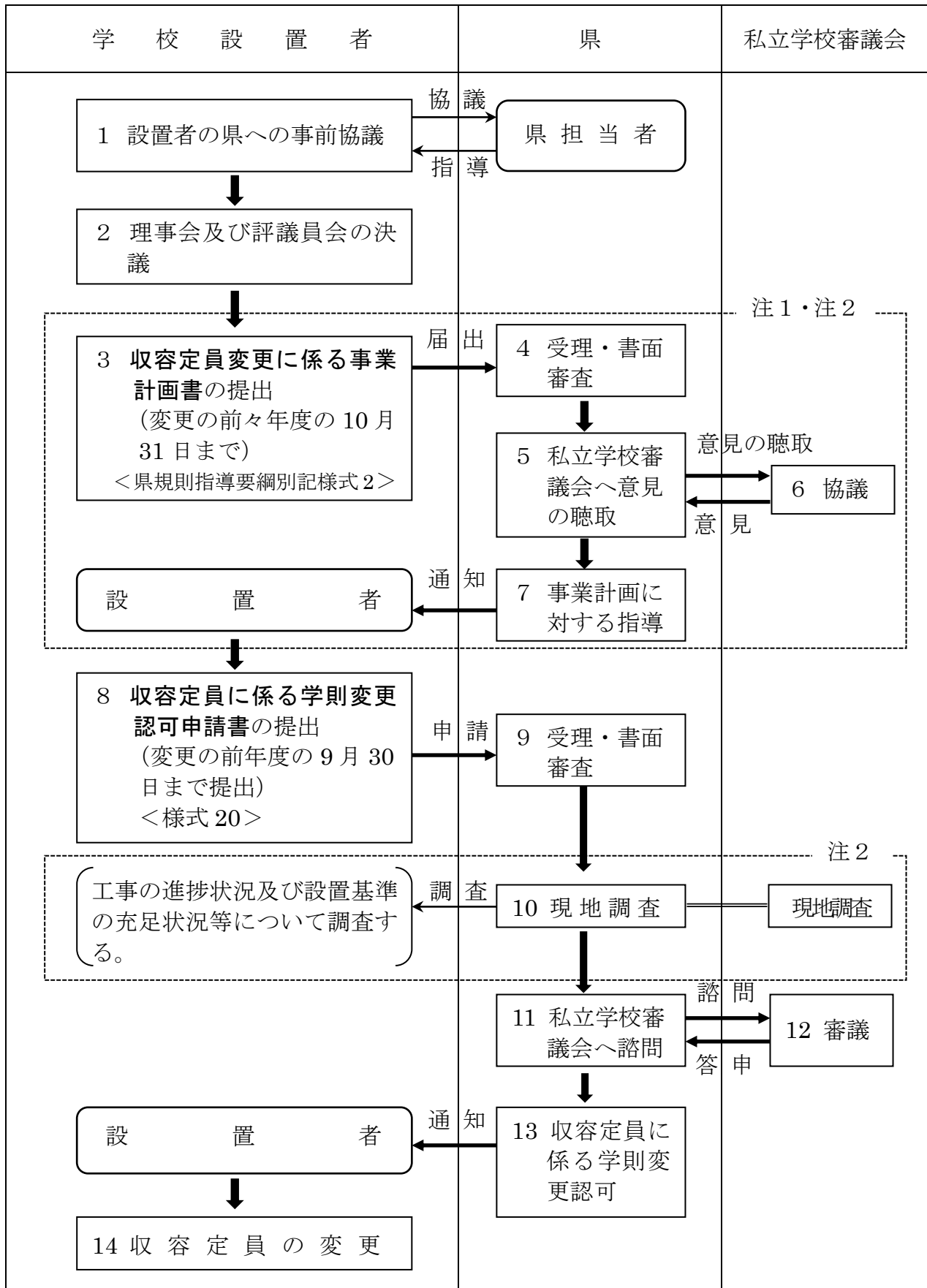
3 学校等設置者の変更



(注) 1 2については、旧設置者、新設置者双方の決議を必要とすること。

例：宗教法人立の幼稚園が学校法人立に変更する場合や、個人立の専修学校・各種学校の設置者を変更する場合。

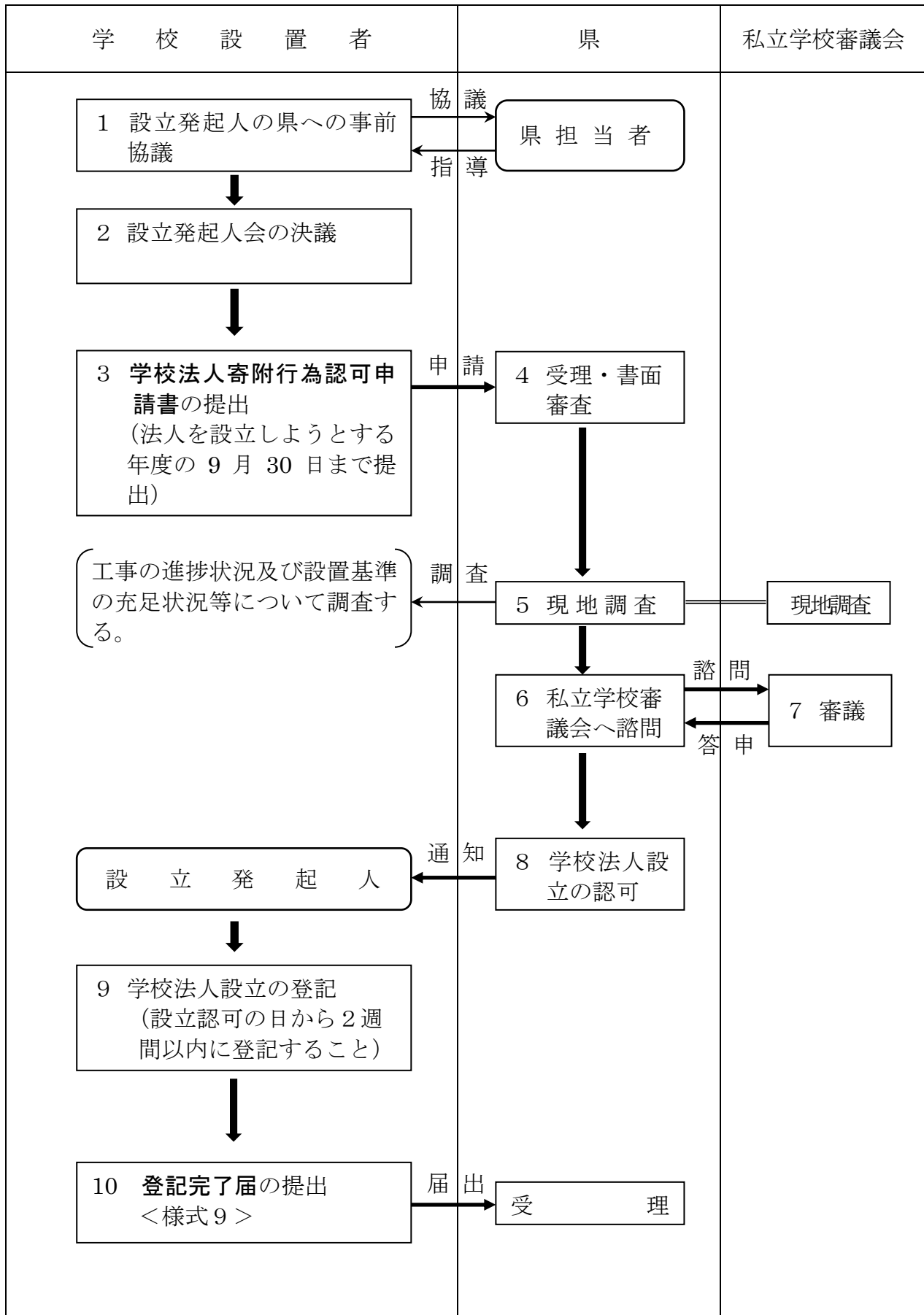
4 収容定員に係る学則の変更（専修学校の場合は、学則変更届＜様式 25＞による。）



(注) 1 各種学校の場合は、3～7の手続は必要である。

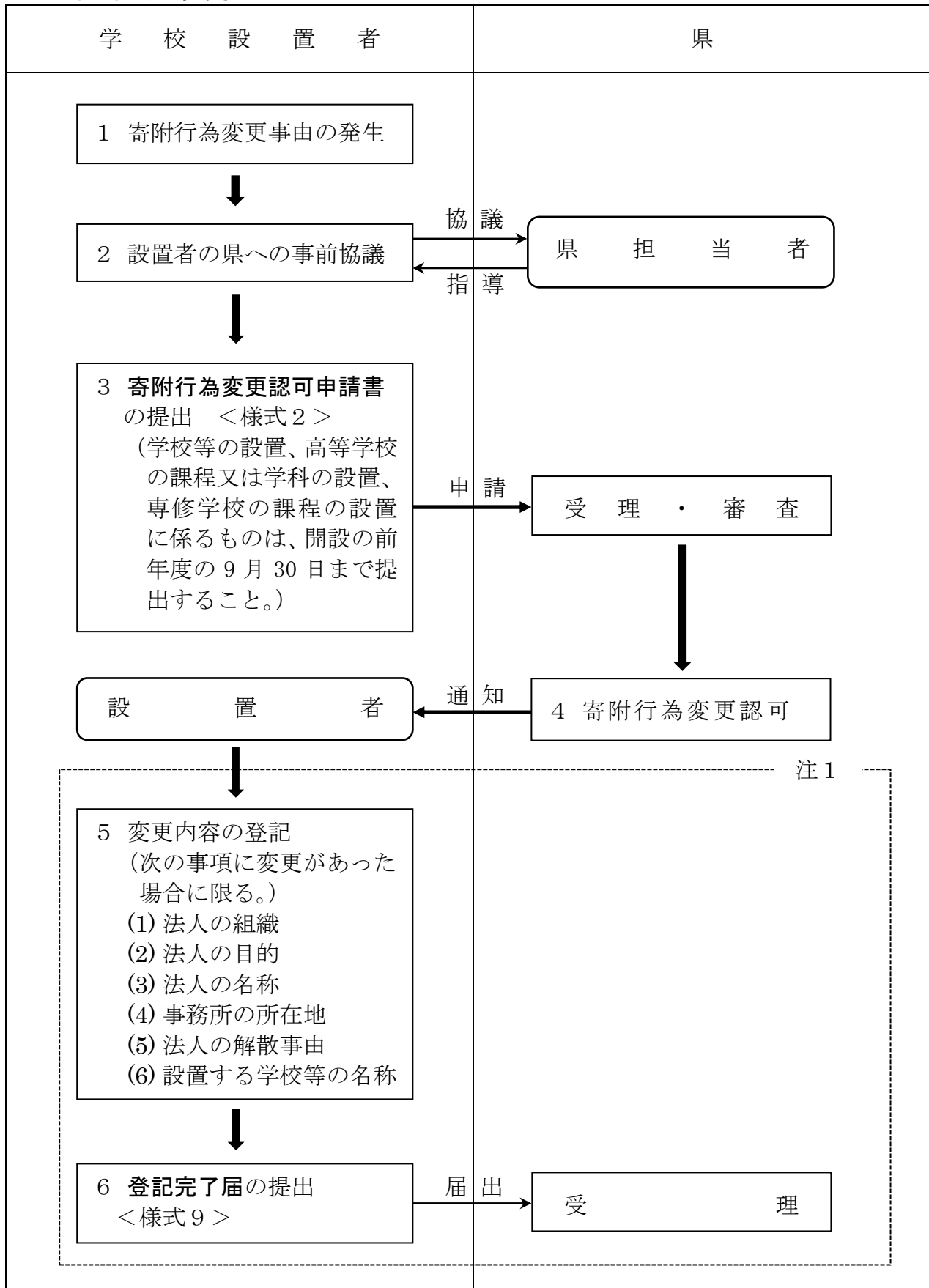
2 収容定員の減少に係る学則変更の場合は、3～7及び10の手続は不要である。

5 学校法人の設立（準学校法人の設立の場合もこの手続に準ずる。）



(注) 1 学校等設置の手続と同時に行う必要がある。

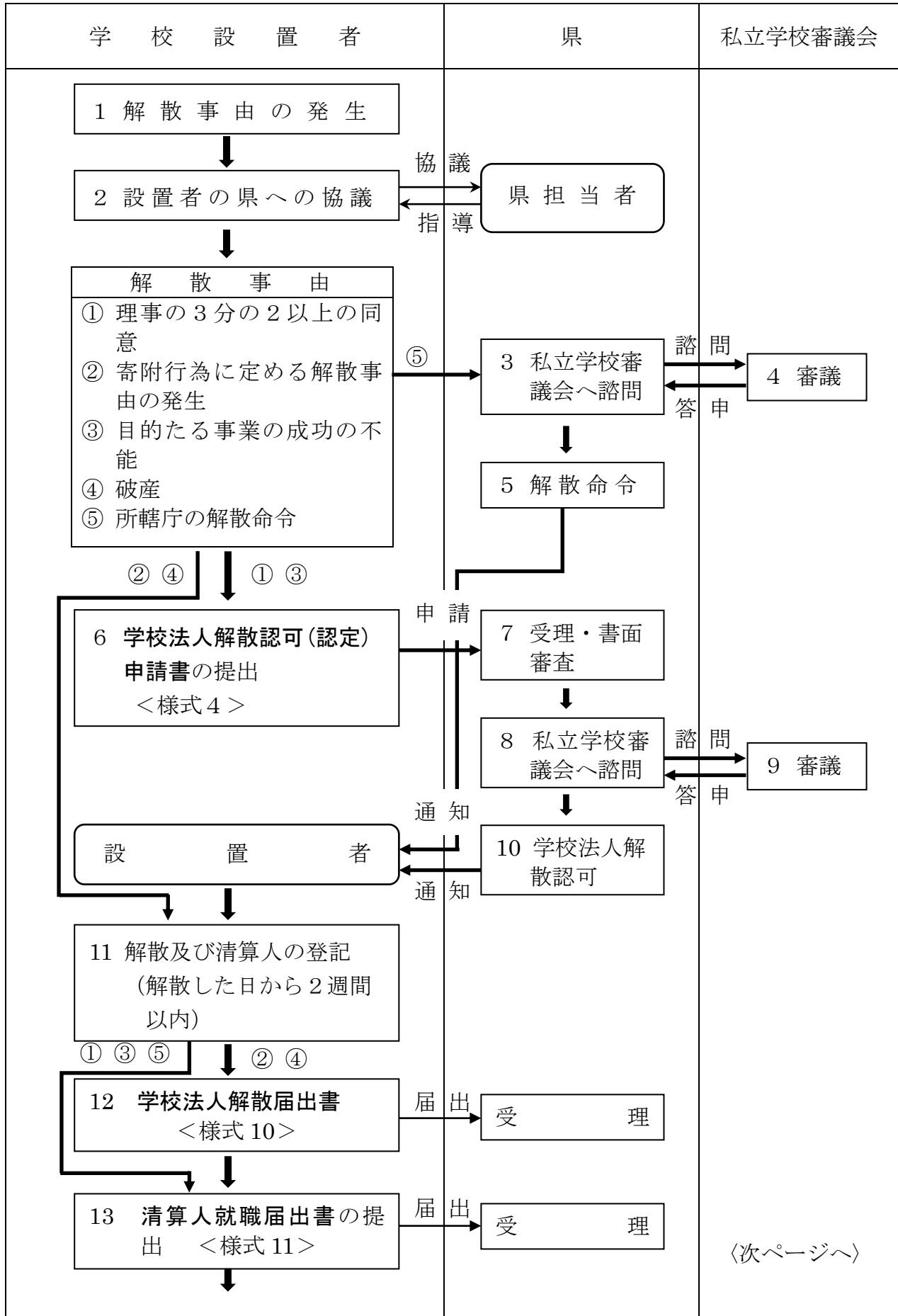
6 寄附行為の変更



(注) 1 変更内容が登記事項にかからないものである場合は、5～6の手続は不要である。

2 学校等の設置及び廃止を行う場合は、手続を同時に行う必要がある。

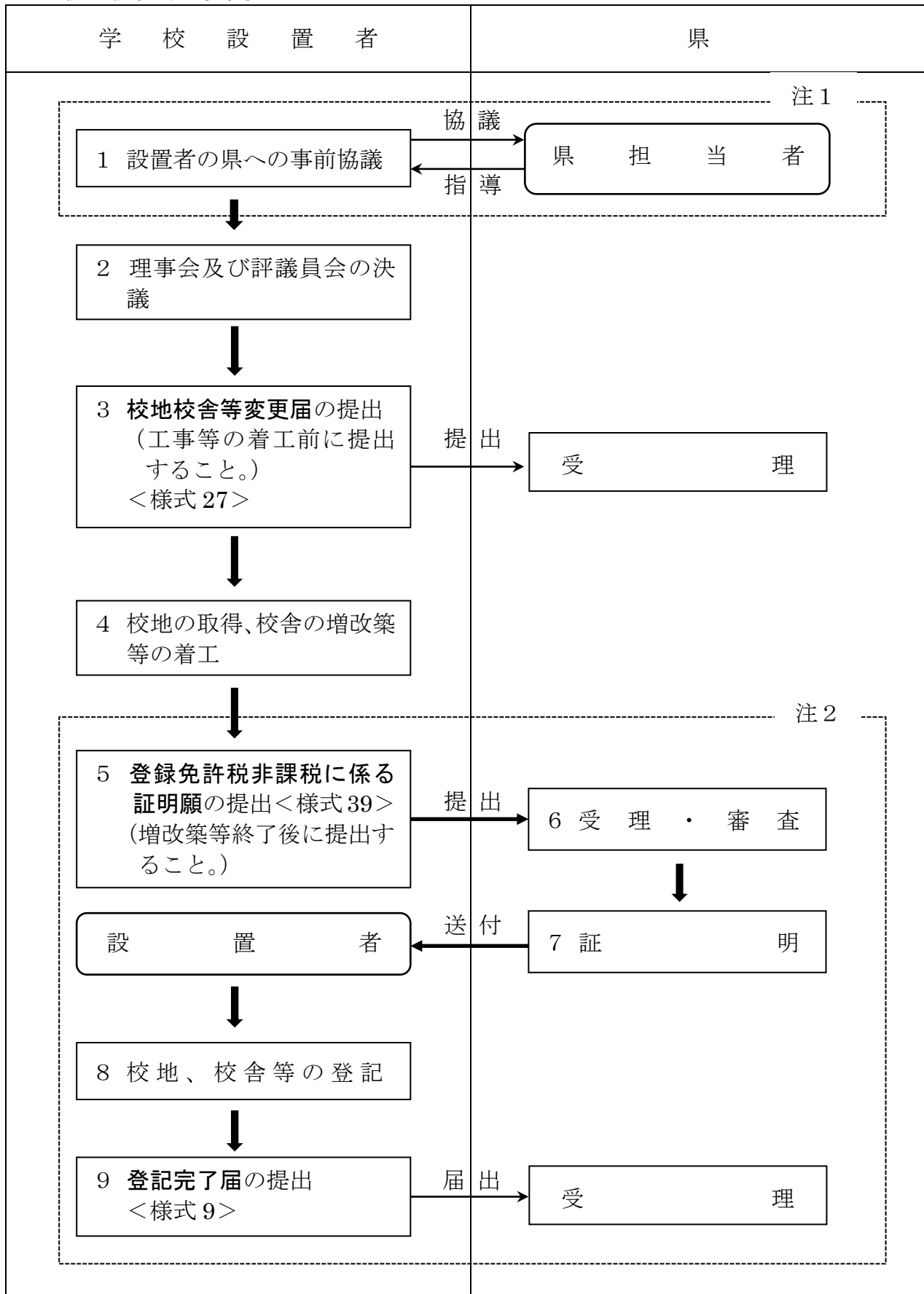
7 学校法人の解散 (合併による学校法人の解散の場合は、学校法人合併認可申請書<様式5>)によること。



学 校 設 置 者	県	私立学校審議会
<p style="text-align: center;">↓ 〈前ページから〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>14 債権の取り立て及び債務の弁済（民法第 79 条を準用）</p> <p>(1) 債権申出の公告 （官報を利用。清算人が就任した日から 2 ヶ月以内に最低 3 回の公告を行う必要がある）</p> <p>(2) 自明の債権者には個々に催告</p> <p>(3) 債権の取り立て</p> <p>(4) 債務の弁済</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>15 残余財産の引き渡し</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>16 清算終了の登記</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>17 清算終了届出書の提出 （清算終了後 10 日以内） 〈様式 11〉</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">届 出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">受 理</div> </div>		

- (注) 1 解散する事由によって知事の認可(認定)を必要とする場合と届出による場合があるので留意すること。
- 2 14(1)の債権申出の公告とは、債権者に対して、一定の期間内に当該法人に対する債権について請求の申出をするよう当該法人が公告をもって催告することをいう。当該公告には、債権者が期間内に申出をしない場合、当該債権が清算から除斥される旨を附記する必要がある。(民法第 79 条第 1 項、2 項参照)

8 校地校舎等の変更



(注) 1 軽微な変更の場合は、1の手続は不要である。

2 登記を必要としない場合は、5以降の手続は不要である。